



学校運営協議会を 「改めて」考える

令和6年12月20日（金）

令和6年度第3回地域学校協働活動連絡会議

学校の学校運営協議会が、 熟議だけで終わってませんか？

学校運営協議会は、
学校運営のことを
話す場です

【学校運営協議会の主な機能・権限（地教行法第47条の5）】

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

地域のことは、
地域学校協働活
動で実施します

チェックリスト

- ☐ 協議会内は、忌憚なく意見を出し合える雰囲気がある
- ☐ 学校、家庭、地域全体で育てたい子ども像が共有されている
- ☐ 学校側の提案事項を承認するだけでなく、より良い学校運営のために建設的な議論がされている
- ☐ 議論の結果、各主体が実行すべきこと・役割分担が明確になっている
- ☐ 学校の問題や悩みは、協議会委員の中で共有されている
- ☐ 協議会で決定して、実施した取組に対して、振り返りや内省を行う時間がある

学校が抱えている地域連携に関する諸課題について

- 「無理せず、持続できることを選択する」ということを各々が意識した取組を進めていく。
 - 地域を知り、地域をつくりたいという若者を育むことも課題の一つ
 - 協議会の内容が形骸化しつつあることから、限られた回数での協議内容を見直す必要がある。
 - 地域の思いに応えつつ、教職員の負担増にならないような取組を推進していくこと。
 - 学校運営協議会委員の方の会への参加意識をさらに高めていく必要がある。
 - 児童生徒数の減少による事業のあり方について検討を重ねる必要がある。
 - 地域にある教育資源を活用し、「地域に開かれた教育課程」の実現に向けて地域と学校の連携が必要である。
-

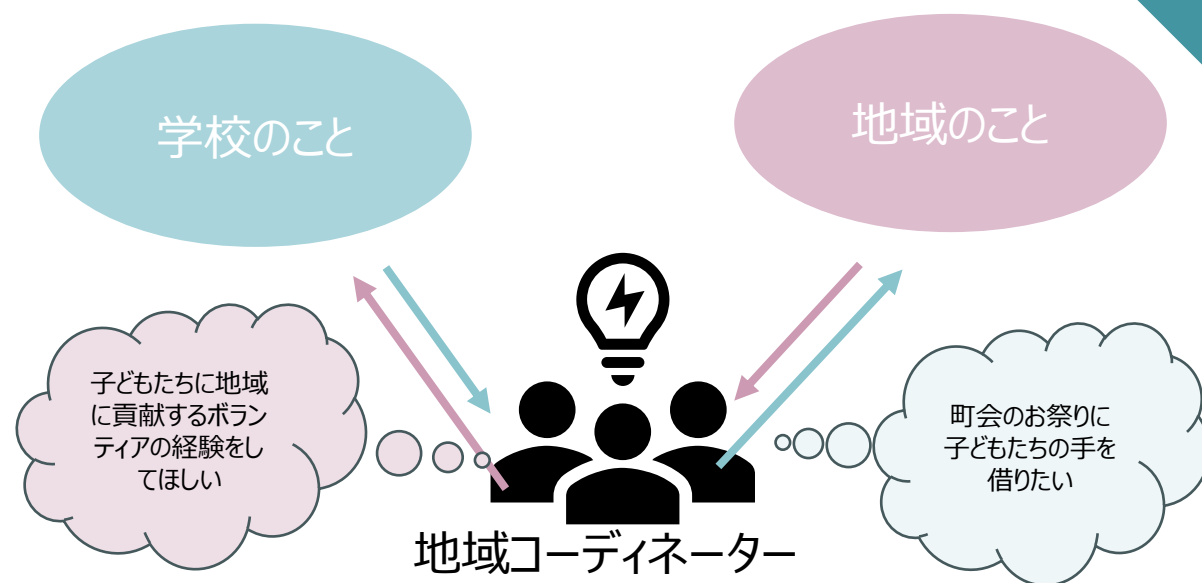
熟議でひろった声を地域学校協働活動に

地域コーディネーターの出番です！

- ① 地域と学校をつなぐ総合的な企画調整
- ② 学校や地域との連絡調整
- ③ 地域の協力者の確保・登録・配置
- ④ 地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等

チェックリスト

- ① その活動は学校の教育目標に合致しますか
- ② 前回の活動の成果と課題が次回の活動に反映されていますか
- ③ 活動の意図・目標はしっかり共有できていますか
- ④ その活動は学校の「はたらき方改革」につながっていますか
- ⑤ 活動後の成果と課題は共有する機会を設けていますか



PDCAサイクルを意識しましょう！

学校運営協議会の課題解決のために…

- 1 自分の考え・思いを伝える
- 2 相手の考え・思いを聴く
- 3 対話をする

共通認識を持つことが重要！！

学校運営協議会委員の参画を促そう

- 委員に**役割**が与えられる
- 委員の「**当事者意識**」が高まる
- 委員の「**自己有用感**」が高まる
- 活動が**推進・拡充**される



**地域コーディネーターの
立場から
学校運営協議会を
支えていきましょう**

文部科学省 持続可能な社会の創り手を育成するコミュニティ・スクール

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針（総括的な基本方針・コンセプト）

（１）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

○ グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題や ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活 力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために**不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。**

○ こうした社会の実現に向けては、**一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。**将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。**

小学校学習指導要領（抜粋）

前文

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平 和と発展に寄与する態度を養うこと。これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、**一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。**このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、**社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。**

子どもたちを 持続可能な社会の 「担い手」から「創り手」へ

【今は「恩送り」の時期→「恩送り」された子どもたちは40代になると「恩返し」をしてくれる】

全国コミュニティ・スクール研究大会
資料（抜粋）

（令和6年度全国学力・学習状況調査）

学校で地域住民と関わりを持つ
機会があると、地域や社会をよくす
るために何かしたいという気持ちが育
まれる



ありがとうございました

学校再編・地域連携課



地域で支え合う 生活支援コーディネーター の役割

函館市第1層
生活支援コーディネーター
齊藤 眞樹

生活支援体制整備事業とは？

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

生活支援体制整備事業は、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業です。



支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「福祉」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「**介護予防・生活支援**」といった分野が**重要**である。
- 自助・共助・**互助**・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



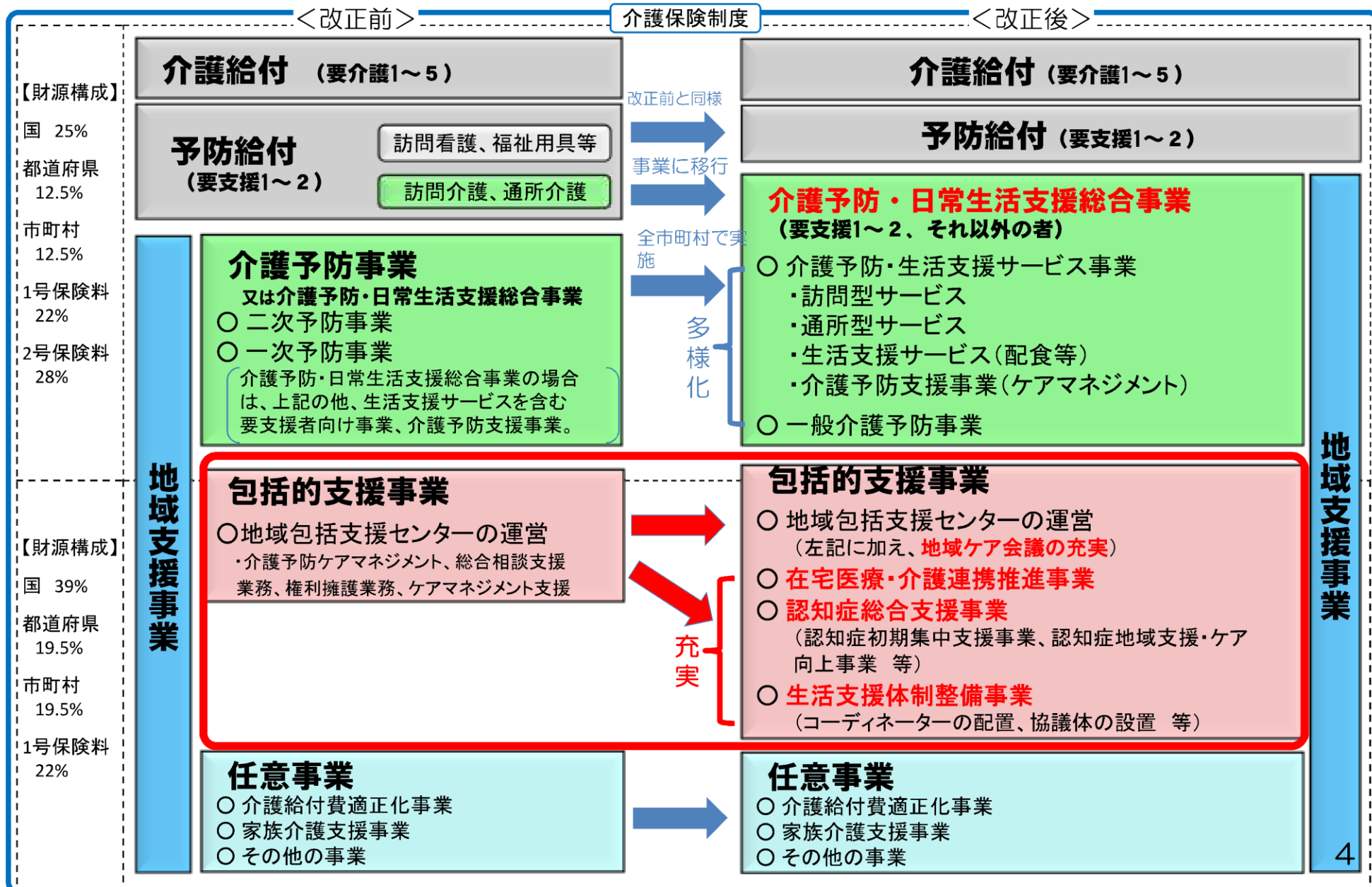
自助：・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応

互助：・費用負担が制度的に保障されていない、ボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：・介護保険・医療保険制度による給付

公助：・介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・自治体等が提供するサービス

新しい地域支援事業の全体像



函館市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の4第2項第5号に規定する地域支援事業のうち、被保険者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業（以下「体制整備事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(体制整備事業の目的)

第2条 体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯および認知症の高齢者が増加する中、医療および介護のサービス提供のみならず、函館市（以下「市」という。）が中心となって、地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者の生活支援および介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）を担う多様な事業主体と連携しながら、地域資源の開発による支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

(実施主体)

- 
- (ア) 地域におけるネットワークを構築すること。
 - (イ) 住民主体の助け合い活動等（住民主体の助け合い活動および高齢者の社会参加をいう。以下同じ。）の重要性についての普及啓発をすること。
 - (ウ) 住民主体の助け合い活動等の担い手となるボランティアの発掘および養成をすること。
 - (エ) 地域における高齢者の支援体制および社会参加に関するニーズと地域資源の把握および課題を抽出すること。
 - (オ) 住民主体の助け合い活動等の仕組みの創出および充実を図ること。
 - (カ) 市全体の地域課題に関する情報の共有および当該地域課題についての協議をすること。

イ 活動区域と配置人数

- | | |
|--------------------------|------|
| (ア) 函館市全域（以下「第1層」という。） | 1人以上 |
| (イ) 各日常生活圏域（以下「第2層」という。） | 1人以上 |

1 課題や困りごとなど
生活支援ニーズの把握



地域共生社会の実現

生活支援
コーディネーター



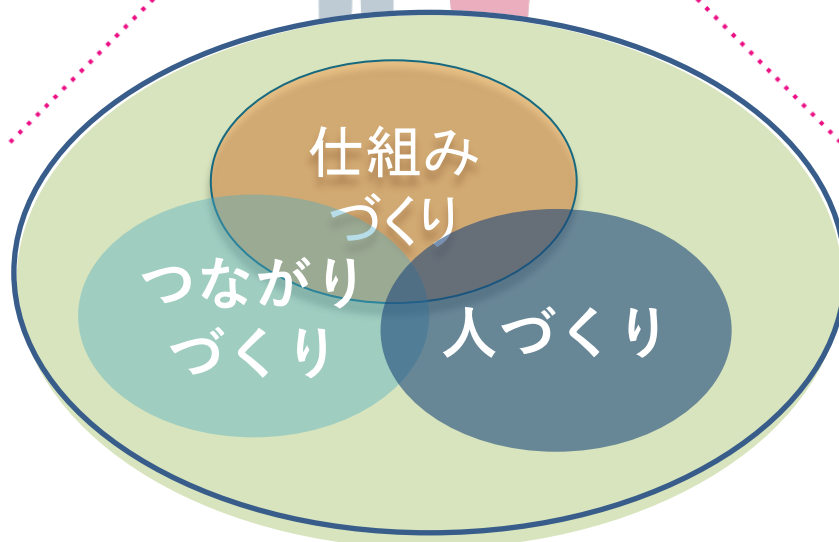
2 支援者の
発掘と育成



3 生活支援サービスの立ち上げ
居場所づくり支援



4 各種団体との連携



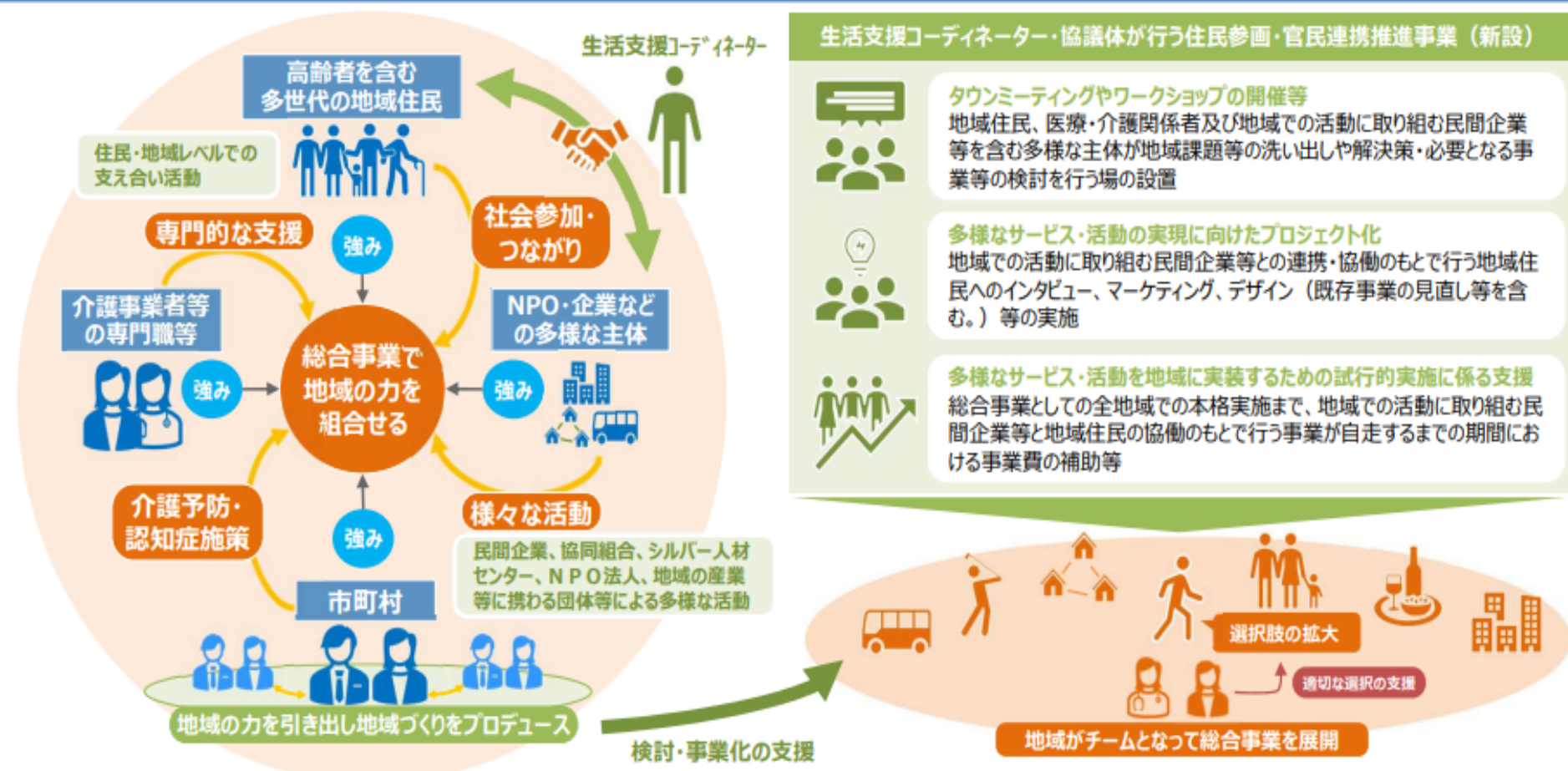
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進 (生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジスト	4 包括 センター
○	○		

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

生活支援サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

見守り / 外出支援 / 買い物、調理、掃除などの家事支援等



高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

一般就労、企業 / 趣味活動 / 健康づくり活動、地域活動 / 介護、福祉以外のボランティア活動等



介護予防

- 生活支援の担い手としての社会参加
- 社会参加は効果的な介護予防

人と人が
つながる
地域づくり

安心して
暮せる
地域づくり

誰もが
参加できる
地域づくり

グループワーク



【役割説明】15分

- ・生活支援コーディネーターの役割 第1層生活支援コーディネーター齊藤
- ・地域包括支援センターの第2層生活支援コーディネーターの役割
函館市地域包括支援センターゆのかわ
第2層生活支援コーディネーター京谷

【グループワーク】50分+休憩10分(各グループの判断で取る)

- ①各エリアの活動状況について情報共有 10分
- ②KJ法による話し合い 40分
 - ・個人:連携において困ったこと、課題を付箋に書く
 - ・模造紙に張り出し、課題をグループ分けする
 - ・大見出しをつけていき、その課題に対して連携できる対応策を記載していく
- ③各グループの結果を各自、見てまわる 10分

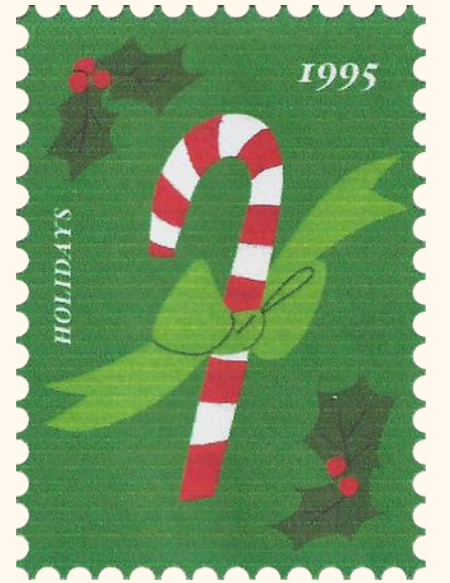
KJ法:グループ分けして表題(赤字)をつけ、連携・対策(青字)で書き込む



第3回 函館市地域学校協働活動連絡会議

地域包括支援センターの役割・機能 ～今後の効果的な連携に向けて～

函館市地域包括支援センターゆのかわ
保健師 京谷佳子



○函館市内に10カ所（担当圏域あり）

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ！

地域包括支援センターあさひ
旭町4番12号（☎27-8880）



入舟町、船見町、弥生町、外天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、栄町、東川町、豊川町、大手町、旭町、中郷町、大森町

地域包括支援センターこん中央
松風町18番14号（☎27-0777）



松風町、若松町、千歳町、新川町、上釜川町、海岸町、大鏡町、松川町、万代町、中島町、千代台町、堀川町、高森町、宇賀地町、日乃出町、的場町、金堀町、成野町

地域包括支援センターときとう
時任町35番24号（☎33-0555）



大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、時任町、杉並町、本町、沢川町、五稜郭町、初町、船場町、人見町、乃木町、柏木町

地域包括支援センターゆのかわ
湯川町1丁目15番19号（☎36-4300）



川原町、深堀町、駒場町、湯浜町、湯川町1～3丁目、花園町、日吉町1～4丁目

地域包括支援センター西堀
富岡町3丁目12番25号（☎78-0123）



富岡町1～3丁目、中道1～2丁目、鍛冶1～2丁目

地域包括支援センター亀田
昭和1丁目23番8号（☎40-7755）



美原1～5丁目、赤川1丁目、赤川町、亀田中野町、本美原1～3丁目、石川町、昭和1～4丁目

地域包括支援センターたかおか
高丘町3番1号（☎57-7740）



戸倉町、根本町、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴鹿丘町、上湯川町、銅山町、湯岡町、西堀岡町1～3丁目、鶴川町、富沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東横町、鉄山町、堀留野町、根崎町、高松町、志海谷町、瀬戸川町、赤坂町、鉄亀町、中野町、新渡町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、鶴巻町、白石町

地域包括支援センター神山
神山1丁目25番9号（☎76-0820）



山の子1～3丁目、本通1～4丁目、徳川1～2丁目、徳川町、神山1～3丁目、神山町、東山1～3丁目、栗山町、亀田大森町、水元町

地域包括支援センターよろこび
桔梗1丁目14番1号（☎34-6868）



浅野町、古川町、北浜町、港町1～3丁目、退分町、桔梗1～5丁目、桔梗町、亀田町、西桔梗町、昭和町、亀田本町、亀田港町

地域包括支援センター社協
館町3番地1（☎82-4700）



戸井支所、龜山支所、教法塾支所、南茅部支所管内全域

お電話でも！窓口でも！
お気軽にご相談ください！

函館市地域包括支援センター



発行／令和5年3月

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉視点担当

包括センターの主な業務

〈総合相談〉
お困りごと全般



〈包括的・継続的ケアマネジメント〉
ケアマネジャーさんへの支援など



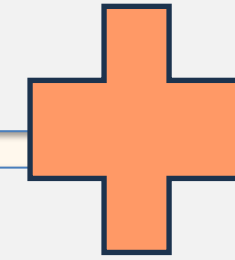
〈認知症総合支援事業〉
認知症予防、正しい理解の周知啓蒙集
交流の場づくりなど



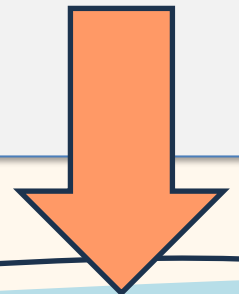
〈権利擁護〉
虐待、成年後見制度など



〈地域ケア会議〉
地域の課題を話し合う



〈生活支援体制整備推進事業〉
「住民主体の助け合い活動」
「高齢者の社会参加」を促進する
仕組みづくり



そこそこの地域の課題を把握して
「住民が互いに気にかけて
支え・支えられる関係を築く」
「誰もが安心して少しでも長く
地域で暮らせる地域づくり」

○函館市内に10カ所（担当圏域あり）

福祉拠点の業務を紹介します！

★ 高齢者の相談・支援

高齢者の皆さんが、地域で健やかに安心して生活続けられるよう、様々な支援を行います。

★ 包括的な相談窓口

高齢者のほか、障がい、子ども、生活困窮、ひきこもりなど幅広く、複合した課題にもまるごと相談をお受けします。

★ アウトリーチ支援

自ら連絡や訪問することが難しい方、ひきこもり等の悩みを抱えている方には、出向いて相談・支援を行います。

★ 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

町会や民生委員等、様々な地域の方と連携し、居場所やつながりの形成に取り組みます。

★ つながり続ける支援

複合している困難な課題等を抱えている方を支援するため、相談者と一緒に考え、継続的に支援を行います。

Q&A

「福祉拠点」って？

これまで高齢者を対象としていた地域包括支援センターに、市が直営で行っていた自立相談支援機関を併設したものを函館市では福祉拠点と呼んでいます。

どんなことが相談できるの？

これまでの高齢者等に関する相談だけではなく、経済的困窮やひきこもり、日々の生活全般に関するお困りごと等、世代を問わずご相談いただけます。

困っていることがたくさんあって、どうしたらいいかわからないけど、相談ってできるの？

自立相談支援機関では・・・

- ①お困りごとを一旦まるごとお聞きます。
- ②内容を整理し(解きほぐし)ます。
- ③福祉拠点で直接支援できるものか、直接支援できないものかを整理します。
- ④直接支援できないものは、他の専門機関へ紹介・連携し、柔軟に繋がります。



地域包括支援センター （福祉拠点）

へご相談ください！

相談無料
秘密厳守



高齢者の相談のほか、
世代を問わない
暮らしのお困りごとの相談
をお受けします！
お気軽にご相談ください。

業務の中で 各関係機関の ニーズを把握



「住民が互いに気にかけて支え・支えられる関係を築く」
「誰もが安心して少しでも長く地域で暮らせる地域づくり」

医療機関



行政各担当課



ごはん屋さん



お店屋さん



お寺や教会



金融機関



介護施設



民生委員
児童委員



警察



マンション等
管理人



配達業者



この他にも
高齢者が地域で生活
する上で関わりがある
様々な立場の方と
意見交換（ニーズ把握）の
機会を持つようにしながら
地域づくりを進めています。

多世代で 地域づくりを 進められたら...



「住民が互いに気にかけて支え・支えられる関係を築く」
「誰もが安心して少しでも長く地域で暮らせる地域づくり」

町会
地域の拠点



同じ地域の住民が互いに助け合い、支え合いながら
安全・安心で住みよい地域を作ることを目指し活動

- ①回覧板などによる情報周知
- ②子供や高齢者を対象とした住民福祉活動
- ③街路灯の維持管理
- ④防火・防犯パトロール
- ⑤清掃活動などの環境美化
- ⑥住民同士の親睦

※加入率48.1%(R6.4.1)



地域によっては

- ・町会加入率低下
 - ・町会員、役員の高齢化、世代交代進まず
 - ・町会行事の運営にも担い手不足
- など様々な問題も.....

教育機関



【包括側の連携への思い】

- ①地域(地域の人)と関わる機会を!
地域にどんな人が生活していて
どんな課題があり、自分にできる事は
何かを考える機会を...



- ②地域の担い手に!
活動に参加し、自分にできる事があることに
気づき、やりがいを感じてほしい



- ③保護者世代も地域に関心を!
子どもの活動を通し、親世代も地域に関心を
高めてもらえたら...

子ども達、親世代も
「支え・支えられる関係」の一員として
一緒に「地域づくり」を進めていけたら!!

「住民が互いに気にかけて支え・支えられる関係を築く」
「誰もが安心して少しでも長く地域で暮らせる地域づくり」



Merry
Christmas
to my family!

